

平成八年（行サ）第五号職務執行命令裁判請求上告受理事件

上告人 沖繩県知事

大田昌秀

被上告人 内閣総理大臣

橋本龍太郎

一九九六年四月一五日

右上告人訴訟代理人

弁護士 中野清光

外一五名

最高裁判所 御中

上告理由書の訂正について

一九九六年四月一二日付けをもって御庁に提出しました上告理由書について、誤記がありましたので、別紙のとおり訂正いたします。

168	168	162	158	143	142	137	115	53	25	13	13	12	5	頁
12	9	7	2	9	1	8	6	7	1	14	13	4	12	行
終結	尋問	評されても	果たして	「公益」を	誤りなので	要請とを	(三)	位置境界明確化法	「な(い)」	「事業」の	旧土地収用法において	一六六頁	一五九頁	正
終決	主尋問	解されても	果たて	「公益」と	誤りでなので	要請等を	三	地積明確化法	「ない」	「事業」ので	旧土地収用法	一六五頁	二五九頁	誤